

公募型プロポーザル方式による業者選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成17年3月1日

京都市長 榎本 頼兼

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「市政情報総合案内コールセンター」構築及び運営業務

(2) 業務内容

ア コールセンターの構築

イ コールセンターの運営

なお、詳細は、「市政情報総合案内コールセンター」構築及び運営委託仕様書(以下「仕様書」という。)によることとする。

(3) 履行期限

ア コールセンターの構築 平成17年12月31日

イ コールセンターの運営 平成18年1月1日～平成18年3月31日

2 プロポーザルの参加資格

京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で平成16年12月22日付け京都市告示第393号に定める資格に準じる資格を有する者であると市長が認めた者のいずれかであつて、次に掲げる条件を全て満たすことを証明できる者

(1) 本プロポーザルの参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間に京

都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

(2) 複数業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、更に以下の条件を満たすこと。

ア コンソーシアムの構成員が単体業者又は他のコンソーシアムの構成員として当該プロポーザルに参加しない者であること。（その旨の誓約書を提出すること。）

イ コンソーシアムは、幹事業者を選定し、幹事業者をコンソーシアムの代表者とすること。（協定書を提出すること。）

(3) 平成12年3月1日以降に、国、地方公共団体及び民間と類似の委託業務を契約締結又は自ら類似の業務を実施している者。（確実に履行した実績を有することが証明できる一覧表を提出すること。）

また、コンソーシアムにあつては、コールセンター業務の運営を担当する業者が、上記の要件を満たすこと。

(4) ISMS 又は BS7799 の認定を取得していること。（認定書(写)を提出すること。）

また、コンソーシアムにあつては、コールセンター業務の運営を担当する業者が、上記の要件を満たすこと。

ただし、現時点でいずれかの認定を有していない場合は、取得の見込みが確実であるとの確約書を提出すること。（この場合、セキュリティ関連について厳しく審査する。運営開始までに認証取得できない場合は、契約を解除することがある。）

3 応募手続等

(1) 担当部局

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2

京都市消防庁舎7階

京都市総合企画局情報化推進室情報政策課庶務担当

電話 075-222-3255 F A X 075-222-3259

(2) 公募型プロポーザル方式実施説明書（以下「実施説明書」という。）、企画提案書作成要領及び仕様書の交付期間及び交付場所

公告の日から、次の期間及び場所において無償で交付する。

交付期間 平成17年3月1日から3月11日まで

(土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで)

交付場所 (1) に同じ。

(3) 参加表明書等の提出書類、提出部数、提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出書類

(ア) 参加表明書

(イ) 添付書類 第2項2号から4号に掲げる条件に係る関係書類

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 平成17年3月11日午後5時00分(必着)

エ 提出場所 (1) のとおり。

オ 提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着で書留郵便に限る。)で提出すること。

(4) 企画提案書提出要請書の送付

平成17年3月22日までに、参加資格を満たしている者に対しては、参加資格確認通知、企画提案書の提出及びプロポーザル説明会出席の要請書を送付する。

なお、参加資格がないと判断した者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 実施説明書等に対する質問期限及び回答

ア 実施説明書、企画提案書作成要領及び仕様書に対して質問出来る者は、参加資格を満たしている者（参加資格確認通知による。）とする。

質問のある場合は、市長に対し、記名押印のある質問事項を記載した文書を、平成17年3月22日から平成17年3月25日午後5時までに、持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により京都市総合企画局情報化推進室情報政策課まで提出しなければならない。

なお、コンソーシアムの場合は、代表者からのみ質問を受け付け、コンソーシアムの構成員からは一切受け付けない。

また、質問期限日（平成17年3月25日午後5時）以降の質問には、一切回答しない。

イ 市長は、アにより質問を受けたときは、平成17年3月28日までに質問に対する回答を書面又は口頭により行う。

(6) プロポーザル説明会

企画提案書の提出を要請した者（以下「提案者」という。）に対して、プロポーザル説明会を次のとおり実施する。

ア 開催日時 平成17年3月28日午後1時30分

イ 開催場所 別途通知する。

(7) 企画提案書の提出

ア 提出部数 10部

イ 提出期限 平成17年4月11日午後5時00分（必着）

ウ 提出場所 (1) のとおり。

エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）で提出すること。

(8) その他

ア 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には無効とする。

なお、無効となった場合は、別途通知するものとする。

- (ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

イ その他

- (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された参加表明書及び企画提案書は、業者の特定以外には、提案者に無断で使用しないこととする。
- (ウ) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は、返却しない。

4 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 提案者からプロポーザル審査会が、ヒアリングを実施する。

ヒアリングの日時、場所は、別途通知する。

(2) ヒアリングに参加しなかった提案者の企画提案書は、無効とする。

5 審査基準

(1) 提案仕様の評価

企画提案書に基づき提案仕様の内容を評価し、「仕様評価点」を与える。

「仕様評価点」は3000点満点とする。

提案仕様の評価は、「業者特定に係る審査基準」により、8評価項目に分け実施するが、評価項目のうち評価点が1つでも配点の6割に満たない時は、失格とする。

(2) 見積価格の評価

見積価格に基づき「価格評価点」を与える。

「価格評価点」は7000点満点とする。

(3) 受託者の決定方法

「仕様評価点」及び「価格評価点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託者とする。

(4) 有効数字

「仕様評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 提案者それぞれの「仕様評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「価格評価点」が高い者を受託者とする。

イ 提案者それぞれの「仕様評価点」、「価格評価点」が同じ場合

当該提案者にくじを引かせ、受託者を決定する。

なお、詳細については、「業者特定に係る審査基準」による。

6 見積書の提出

(1) 見積書には、平成17年度コールセンター構築経費、平成17年度コールセンター運営経費（平成18年1月から平成18年3月までの3ヶ月間）及び平成18年4月から平成22年3月までの4年間について平準化した年間経費を、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除く。）を記載すること。

(2) 上記の見積に関する評価基準価格については、公表する。

評価基準価格を上回る価格で見積書を提出したときは、無効とする。

(3) 見積書提出及び見積合わせ

ア 提出書類 見積書

イ 提出部数 1部

ウ 見積合わせ 平成17年4月25日 午後1時30分

エ 見積合わせ場所

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2

京都市消防庁舎6階 研修室

京都市総合企画局情報化推進室情報政策課庶務担当

電話 075-222-3255 F A X 075-222-3259

オ 提出方法 持参で提出すること。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約締結前に、参加資格を満たしている者（コンソーシアム構成員を含む。）が参加停止措置を受けた場合は、失格とする。

(5) その他留意事項

詳細は、実施説明書、企画提案書作成要領及び仕様書による。

(6) 本公告に関する問合せ先 3 (1) に同じ。

8 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。

(総合企画局情報化推進室情報政策課)